

各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

業務の抜本見直し等に係る取組の人事評価への適切な反映について（依頼）

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定。以下「骨太 2019」という。）においては、「内外の諸課題に即応できる質の高い行政サービスの確立に資するため、必要な推進体制を整備し、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施するとともに、幹部・管理職員の職責としてそれを明確にし、その成果を人事評価に適切に反映する」こととされた。

これを踏まえ、今般、「業務の抜本見直しに係る取組について（通知）」（令和元年 12 月 18 日閣副第 768 号内閣官房副長官補通知）が発出され、各府省等は「業務見直しの進め方」（2019 年 12 月業務の抜本見直し推進チーム）を参考に、業務の抜本見直しに取り組むこととなったところであるが、こうした取組は、時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現に資するものである。

また、骨太 2019 においては、『規制改革実施計画』において決定した事項を着実に実施することとされ、令和元年 10 月に規制改革推進会議が常設化されるなど、規制改革に係る取組の重要性が高まっているところ、こうした取組もまた、時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現に資するものと考えられる。

こうしたことから、人事評価の実施に当たっては、以下の点に留意し、これらの取組が評価に反映されるよう、職員に対し、十分に周知徹底をしていただきたい。

記

- 1 本省の幹部職員及び課長級職員並びに「業務見直しの進め方」において示された「内閣官房チーム」及び「各省チーム」を構成する職員の人事評価においては、業務の抜本見直しに係る取組の実施状況を適切に考慮し、評価に反映すること。その際、各職員のとるべき行動については、「業務見直しの進め方」及びこれに基づく「内閣官房チームから各省チームへの助言」の一環として業務の抜本見直し推進チームにより作成された「より良い業務見直しに向けた助言ポイント」を参考とすること。
- 2 能力評価においては、例えば、本省課長級の職員については、「構想」「業務運営」「組織統率・人材育成」の評価に当たって、行政のスリム化・自主的な事業の改善、

女性職員の活躍及び仕事と生活の調和の推進に資する働き方の改革など、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するとの観点に留意することとされているが、その際、「業務見直しの進め方」及び「より良い業務見直しに向けた助言ポイント」を参考とした業務の抜本見直しに係る取組状況を評価に適切に反映すること。

評価に当たっては、「業務見直しの進め方」及び「より良い業務見直しに向けた助言ポイント」において、改善案を前提に考えるのではなく、部下職員や業務の相手方（他の部局、地方公共団体、国民、民間企業等）が行う実務に関心を持ち、実際の作業を見たり話し合いを行うことで業務上の課題に気づき、その解決のために何が必要かを考えて見直しを進めていくことが重要とされていることを踏まえること。

- 3 業績評価においては、例えば、本省課長級の職員については、行政のスリム化・自主的な事業の改善、女性職員の活躍及び仕事と生活の調和の推進に資する働き方の改革など、時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現に資する目標設定に留意することとされているが、その際、「業務見直しの進め方」及び「より良い業務見直しに向けた助言ポイント」を参考とした業務の抜本見直しにも留意し、目標を設定すること。

評価に当たっては、業務の抜本見直しの過程において、事実やデータの正確な把握、これらに基づく政策の大目的に照らした適切な課題の検討等に取り組んでいる状況も適切に考慮すること。また、「より良い業務見直しに向けた助言ポイント」において、改善した成果の横展開も評価すべきとされていることに留意し、既に実践中又は実践済みの取組に係る他部局、他府省への情報提供等の状況も適切に考慮すること。

- 4 室長級の職員、課長補佐級の職員等、1に挙げた以外の職員についても、「業務見直しの進め方」及び「より良い業務見直しに向けた助言ポイント」を参考に、課単位で業務の抜本見直しに取り組むに当たって貢献した職員については、当該貢献を適切に評価に反映すること。

- 5 必要性を失った規制を廃止したり、新たに生じた課題を踏まえて規制を見直すなど、規制改革に取り組んだ場合、その取組を適切に考慮し、能力評価及び業績評価に反映すること。なお、例えば、本省課長級の職員の能力評価においては、2と同様に、「構想」「業務運営」「組織統率・人材育成」の評価に当たって、規制改革に係る取組状況を考慮することが考えられる。

- 6 これらの留意事項については、能力評価においては今期（令和元年10月～2年9月）から適切に反映すること。業績評価においては、来期（令和2年10月～3年3月）から目標設定することとし、今期（令和2年4月～9月）は事前に目標設定していない場合であっても適切に評価に反映すること

以上